

パートナーシップ宣誓制度に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）と佐賀県（以下「乙」という。）とは、パートナーシップ宣誓制度について、お互いの取組にエールを送り今後とも連携していくことをここに宣言し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかのパートナーシップ宣誓制度を利用する者（以下「当事者」という。）が、本協定の相手方（以下「相手方」という。）の県域に住所を移動する場合において、甲乙が連携・協力して、当事者が相手方の県域においても自分らしくいきいきと安心して生活できるよう支援することを目的とする。

（内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携・協力する。

- (1) 宣誓手続の簡素化に関すること。
- (2) 利用サービスの向上に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれからも、次項の規定による解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和4年 8月 18日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6

乙 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

茨城県知事 大井川 邦彦

佐賀県知事 山口 祥義